

宮古島市建設工事の競争入札案件における落札制限及び手持ち工事数の制限に関する基準

令和6年10月10日 市長決裁

1 趣旨

この基準は、宮古島市が発注する建設工事について、工事の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、落札制限及び手持ち工事数による入札参加制限の基準に関して、必要な事項について定めるものとする。

2 落札制限

(1) 定義

落札制限とは、宮古島市が発注する建設工事を落札した後、一定期間、他の入札案件の落札を制限することをいう。

(2) 落札制限の設定及び期間

落札制限の設定及び期間は以下のとおりとする。

- ア 落札制限を設定するときは、入札公告、又は指名競争入札通知書において明示し、入札参加者に周知する。
- イ 落札制限が設定された案件を落札した場合、その案件から30日以内に開札される同一業種及び同一規模の建設工事について、落札できないものとする。
- ウ 複数の入札にすでに参加し、又は参加予定の事業者が、先に開札された案件を落札した場合、その後実施される入札について、無効又は辞退として扱うものとする。（この場合、落札候補者自身において、落札案件を選ぶことはできないものとする。）

3 手持ち工事制限

(1) 定義

手持ち工事制限とは、宮古島市が発注する建設工事で、事業者の手持ち工事数により、同一事業者による落札件数を制限することをいう。

(2) 対象

以下のすべてに該当したものを手持ち工事とする。

- ア 宮古島市が競争入札により発注したもの
- イ 「宮古島市建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱」の別表に示す、主要となる5業種(土木、建築、電気、管、ほ装)及び格付け等級に分類されるもの又は、主要となる5業種(土木、建築、電気、管、ほ装)以外のもので、制限対象と判断したもの

ウ 制限対象工事の入札日が、（４）に該当する期間と重複するもの

（３）制限となる件数

手持ち工事の制限となる件数は以下のとおりとする。

ア 手持ち工事の制限となる件数は２件までとし、これを超える工事件数は受注できないものとする。

イ 入札前までに、手持ち工事の制限数に達した場合は、その後の入札を無効又は辞退として取り扱う。

ウ 当該年度以前の繰越工事や債務負担行為契約工事についても、手持ち工事の件数に加える。

エ 特定建設工事共同企業体による受注工事件数は、代表者となる者にのみ手持ち工事の件数として適用する。

オ 下請け契約及び随意契約による工事件数は除く。

（４）手持ち工事の基準日及び期間

ア 手持ち工事の基準日は、一般競争入札においては落札候補者となった日とし、指名競争入札においては落札が決定した日とする。

イ 手持ち工事の期間は、基準日から工事検査合格通知書が発行された日までとする。

４ 優良建設工事表彰の受賞による優遇措置

（１）入札公告日、又は指名通知日の前年度に、手持ち工事と同一の業種で「宮古島市優良建設工事表彰」を受けた者にあつては、優遇措置として手持ち工事の制限となる件数を３件までとする。

５ ３（２）の対象の決定は、宮古島市建設工事指名業者選定委員会要綱第２条第１項第２号の規定に基づき、宮古島市建設工事指名業者選定委員会が行うものとする。

附 則

この基準は、令和６年１月１日から適用する。